

一般競争入札公告

令和 7 年 10 月 23 日

社会福祉法人 福都二十一

理事長 山田 耕司

社会福祉法人 福都二十一の発注する「特別養護老人ホームアイリス弐番館 増床改修工事」について、次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 称 特別養護老人ホーム アイリス弐番館 増床改修工事
- (2) 工 事 場 所 埼玉県川越市大字府川 243-2
- (3) 工 事 種 別 改修工事
- (4) 工 事 内 容 改修工事にかかる建築・設備・電気工事等一式
- (5) 工 事 期 間 令和 7 年 11 月 27 日から令和 8 年 3 月 6 日（工事完了）
令和 8 年 3 月 16 日（引渡し）まで
- (6) 建 物 概 要 構造規模 鉄骨造 地上 2 階建
建物用途 特別養護老人ホーム
敷地面積：2,871.61 m²
建築面積：1,635.72 m²
延床面積：2,771.92 m²
- (7) 入札方法等
 - 1 入 札 方 法： 一般競争入札
 - 2 予 定 価 格： 有（非公開）
 - 3 最低制限価格： 有（非公開）
 - 4 入 札 保 証 金： 無

2. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、「川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、「川越市建設工事等暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者を除く)でないこと。
- (5) 令和 7 年度、令和 8 年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に建築工事業で登載され

ている単体企業（共同企業体は不可）で、建設業の許可を有すること。

- (6) 川越市または埼玉県内（さいたま県土、朝霞県土、川越県土）の資格者名簿へ登載された企業で、当該地区に『本店』を有すること。
- (7) 令和7年度、令和8年度建築工事業の川越市格付等級がA級以上であり、直近の経営事項審査の総合評価値（P）が建築一式1,000点以上かつ経営状況指数（Y）が700点以上の者であること。
- (8) 過去5年以内に延床面積3,000㎡以上の特別養護老人ホームの新築工事あるいは大規模修繕工事の実績があるもの（共同企業体の構成員としての実績は含まない）。
- (9) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業ではないこと。また、対象工事にかかる設計業務の受託者でなく、当該受託者と資本若しくは人事面で関連がないこと。

3. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) この入札に参加を希望する者は、(2) ①の期間までに次の書類を持参の上、(2) ②に提出しなければならない。

- ① 一般競争入札参加資格確認書 1部
- ② 建設業許可証明書の写し 1部
- ③ 会社案内・会社経歴書 1部
- ④ 入札参加資格の施工実績（件名、金額、延床面積、工期等）を証明する工事請負契約書の写し、完了検査済証 1部
- ⑤ 川越市格付等級・資格審査数値を証明する書類の写し 1部
- ⑥ 役員名簿

※ 提出された書類の返却は行わない。

- (2) 上記(1) ①～⑦の書類の提出期間及び提出先は、次の通りとする。

- ① 期 間 公告日から令和7年10月31日（金）までの
10：00～17：00 の時間
- ② 提 出 先 埼玉県川越市大字府川 243-2
社会福祉法人 福都二十一特別養護老人ホームアイリス
- ③ 提 出 方 法 直接持参すること。
- ④ そ の 他 提出者は事前連絡のこと。
- ⑤ 連 絡 先 電話：049-227-5088
担当：理事長秘書 堀川彩子

- (3) 入札参加資格の結果は、令和7年11月4日（火）に「一般競争入札参加資格確認書」をFAXあるいはメールにて通知する。また、参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年11月5日（水）12：00までに書面による再確認を求めることができる。再確認の結果は令和7年11月5日（水）17：00までに回答する。

4. 設計図書

(1) 設計図書の配布

- ① 日 時 郵送にて配布 令和7年11月5日（水）必着
- ② 連絡先 埼玉県川越市大字府川 243-2
社会福祉法人 福都二十一 特別養護老人ホーム アイリス
電話：049-227-5088
担当：理事長秘書 堀川彩子
- ③ その他 現場説明会はおこなわない。
現場確認、調査が必要な場合は、上記担当者に連絡し、現地の立入り、調査を依頼すること。この場合において現地での質問は原則受け付けません。
質問がある場合は4.(2)に示す設計図書の内容に関する質疑により行うこと。
設計図書は入札日に返却すること。

(2) 設計図書の内容に関する質疑は、メールにて次の通り行う。

- ① 提出期限 令和7年11月11日（火） 10：00 まで
- ② 連絡先 埼玉県川越市大字府川 243-2
社会福祉法人 福都二十一 特別養護老人ホーム アイリス
電話：049-227-5088
担当：理事長秘書 堀川彩子
メールアドレス： yamada.orimono@gmail.com
- ③ メールの件名 「特別養護老人ホーム アイリス式番館 増床改修工事 質問書」とすること。
- ④ その他 質疑書原本を入札日当日署名捺印の上、持参すること。

(3) 上記(2)に対する質疑回答は、入札参加予定業者全員に令和7年11月13日（木）17：00 までにメールにて行う。

5. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札日時 令和7年11月20日（木）16：30～
- (2) 入札場所 埼玉県川越市大字府川 243-2
社社会福祉法人 福都二十一
特別養護老人ホーム アイリス式番館 地域交流スペース
- (3) その他 参加者は、運転免許証等の顔写真付き身分証明書及び所属のわかるものを用意すること。

6. 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低の価格で入札した者とする。

また、落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いる場合には、直ちにクジ引きにより落札者を決定する。

- (2) 初回入札参加者が1者のみの場合においても入札は行うこととする。ただし、この場合、再入札は行わない。
- (3) 初回入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再入札を実施する。再入札は2回までとする。ただし、初回入札に参加しない者又は前回の入札において最低制限価格を下回った者は、再入札に参加できない。
- (4) 入札不落時の取扱い
再入札を行っても落札者がいない場合には、最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合には、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）又は再入札において入札に応じる者が一者のみとなった場合に限り、下記4条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行う。
条件1：随意契約であっても契約金額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
条件3：入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。
条件4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び落札業者が署名捺印すること。
- (5) 落札決定から本契約までの間に、川越市から入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。（契約辞退を申し出るものとする。）

7. 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できない。
- (3) 入札時には、一般競争入札参加資格確認書を必ず持参すること。
また、代理人の場合には、委任状を併せて持参すること。
- (4) 入札を辞退するときは、入札辞退届を提出すること。
- (5) 入札者は、入札日当日に入札金額見積内訳書を持参し、初回入札における落札者は入札日当日に提出すること。ただし、再度入札における落札者又は随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を発注者が指定した日までに提出すること。
- (6) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (7) 談合に関する情報提供があった場合には、入札参加者から事情を聴取の上、入札の延期・中止をする
ことがある。
- (8) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (9) 川越市から指摘や指示があった場合は、それに従うこと。

8. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者がした入札
- (2) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (3) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (4) 二以上の入札書を提出した者がした入札
- (5) 二以上の者の代理をした者がした入札
- (6) 郵便、電子メール、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (7) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (8) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (9) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (10) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (11) 次に掲げる入札書による入札
 - ① 入札金額を訂正した入札書
 - ② 入札者の捺印のない入札書
 - ③ 捺印された印影が明らかでない入札書
 - ④ その他の記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書
 - ⑤ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- (12) 公告に示す事項に反した者がした入札

9. 契約保証金 無

10. 工事履行保証保険加入 有（請負額の10%）

11. 契約書の作成 要（民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠して落札者が作成する。）

12. その他

- (1) 本入札において、川越市より指導があった場合は、その指導に従うこと。
- (2) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、川越市等からの指導があった場合には従うこと。
- (3) 川越市等による検査のために必要な書類等の作成に協力を要するものとする。
- (4) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
- (5) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (6) 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に請け負わせ、又は委任することはできない。

13. 工事代金の支払について

着工時20%（令和7年11月末まで）、竣工引渡し後に残額を支払う（令和8年3月末まで）。ただし、支払い時期については、発注者は行政からの補助金及び独立行政法人福祉医療機構からの融資をもって、工事代金の支払に充当する為、支払に遅延があることを請負者は予め承諾する。

なお、発注者は、補助金の交付があり次第、請負者に支払うこととする。

14. 問合せ先

埼玉県川越市大字府川 243-2

社社会福祉法人 福都二十一 特別養護老人ホーム アイリス

電話：049-227-5088 担当：理事長秘書 堀川彩子